

## 議題 2

代決報告第15号

平成25年7月23日提出

職員の給与の臨時特例に関する条例の制定議案に対しての意見の申出について

職員の給与の臨時特例に関する条例の制定議案について、平成25年6月13日教育次長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

### 記

#### 1 件名

職員の給与の臨時特例に関する条例

#### 2 制定理由

国による給与減額支給措置及び本市の財政への影響を考慮し、職員の給与を減額する必要がある。

#### 3 制定内容

別紙「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」のとおり。

#### 4 施行期日

平成25年7月1日

第 号議案

平成25年6月 日提出

職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について  
職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

職員の給与の臨時特例に関する条例

(特別職の職員の給料等の特例)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第61号。以下「特別職給与条例」という。)第1条各号に掲げる職員に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの給料の額は、特別職給与条例及び市長等の給与の特例に関する条例(平成24年広島市条例第9号)の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条の規定により定めるそれぞれの給料月額から、同給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 市長 100分の15

(2) 副市長、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員 100分の12

(3) 水道事業管理者及び病院事業管理者 100分の9.77

2 水道事業管理者及び病院事業管理者に支給する平成25年7月分から

平成26年3月分までの管理職手当の額は、特別職給与条例の規定にかかわらず、特別職給与条例第3条の2の規定により定めるそれぞれの管理職手当の月額から、同月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の特例)

第2条 教育長に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの給料の額は、広島市教育長の給与等に関する条例（昭和28年広島市条例第18号）及び市長等の給与の特例に関する条例の規定にかかわらず、広島市教育長の給与等に関する条例第3条に定める給料の月額から、同月額に100分の12を乗じて得た額を減じた額とする。

(一般職の職員の給料等の特例)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号。以下「一般職給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（一般職給与条例第22条第2項から第5項までに規定する職員を除く。）に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの給料の額は、一般職給与条例の規定にかかわらず、一般職給与条例別表第1から別表第5までに定めるそれぞれの給料月額（一般職給与条例第3条の4第1項及び第2項に規定する職員にあっては、それぞれこれらの規定により定める給料月額）から、同給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) その属する職務の級が行政職給料表の6級から8級までの職員及び

これらに相当すると市長が認める職員 100分の9.77

(2) その属する職務の級が行政職給料表5級の職員及びこれに相当すると市長が認める職員 100分の6.7

(3) その属する職務の級が行政職給料表4級の職員及びこれに相当すると市長が認める職員 100分の6.2

(4) その属する職務の級が行政職給料表3級の職員及びこれに相当すると市長が認める職員 100分の5.7

(5) 前各号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2 一般職に属する職員に支給する平成25年7月分から平成26年3月分までの管理職手当の額は、一般職給与条例の規定にかかわらず、一般職給与条例第9条第2項の規定により定める管理職手当の月額から、同月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

3 第1項の場合において、一般職給与条例第13条第2項及び第17条の規定の適用については、一般職給与条例第13条第2項中「給料及びこれ」とあるのは「職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年広島市条例第 号）第3条第1項の規定により定める給料及び第3条から第4条までの規定により定める給料」と、一般職給与条例第17条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員の給与の臨時特例に関する条例第3条第1項の規定により定める給料の額及び第3条から第4条までの規定により定める給料月額に対する地域手当の月額の合計額」とする。

#### 附 則

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

- 2 第3条第1項の場合における職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第17号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年広島市条例第 号）第3条第1項の規定により定める給料」とする。
- 3 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。